

# 地方分権改革にかかる今後の行動方針

平成21年7月  
全国知事会

様々な格差の拡大や、少子高齢化の進行、世界的な経済危機を前に、国民生活は大きな不安に直面しており、一刻も早い回復のため、国・地方をあげて緊急経済対策の取り組みを進めているところである。

しかし、私どもを取り巻くこうした問題の根本的な解決のためには、それぞれの地域の個性や資源を尊重し、地域の力を最大限に活かせる仕組みの構築が今何よりも求められている。そのためには、地方分権を基本とした国家の構築が必要であり、地方分権改革を推進するため、全国知事会は、今後、下記のとおり行動していく。

## 1 地方政府の確立について

### (1) 直轄事業負担金

#### 《基本方針》

- 平成21年度分の負担金の支払いの前提として、全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求が国からなされるようにする。
- 維持管理費負担金は、平成22年度からの廃止を目指す。
- 国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金の廃止を目指す。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮するものとする。

- 市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す。
- 事業の採択・実施等に関しては、地方公共団体が住民に対し説明責任が果たせるよう、国と地方が対等な立場で協議し地方の意見が反映できる制度を法定化し、情報開示を徹底。

#### 《行動の方向》

上記基本方針に沿って、直轄事業負担金問題プロジェクトチームを中心にし課題を整理した上で、知事会としての取組を進める。

全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求がなされなければ、平成21年度分の負担金は支払わない。

## (2) 税財政制度改革

### ① 地方税

#### 《基本方針》

- 国税と地方税の税源配分について、国・地方を通じた税制抜本改革により、まずは5：5の実現を図る。
- その際には、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが必要。
- このため、地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革により、社会保障をはじめとする行政サービスを安定的に確保する。

#### 《行動の方向》

地方税制小委員会、地方財政の展望と地方消費税特別委員会の各委員会で具体的な提言をまとめ、国に対し行動していく。

### ② 地方交付税

#### 《基本方針》

- 地方交付税の財源保障機能、財源調整機能の復元・強化に向け、地方交付税の総額を確保する。
- 景気の低迷による税収の落ち込みに適切に対応し、地方財政計画上の財源不足額を的確に算定する。
- 国の社会保障経費等の増加に対応し、地方の財政需要を適切に積上げる。
- 地域経済の再生に必要な施策展開が図れるよう、地方交付税を増額する。
- 公債費、医療関係費など義務的経費の交付税算入不足を解消する。
- 三位一体改革により縮小した財源調整機能を復元する。

#### 《行動の方向》

地方交付税問題小委員会で具体的な提言をまとめ、国に対し行動していく。

### ③ 国庫補助負担金

#### 《基本方針》

- 三位一体の改革における国庫補助負担金改革は、補助率の引き下げ等に終わり、総件数の削減が進まず、地方の自由度は拡大しなかった。地方の自由度拡大のため、国庫補助負担金総件数の削減を目指す。

#### 《行動の方向》

地方分権推進特別委員会をはじめ、関係委員会において、総件数の半減を求め

ていく。

さらに、都道府県を介さない補助金等が増加していることは分権に逆行しており、それらの廃止・見直しを関係委員会を通じて求める。

### (3) 出先機関改革

#### 《基本方針》

- 地方への権限移譲、二重行政の解消等による国の出先機関の廃止・縮小など、実効ある出先機関改革の具体化を進める。  
特に、都道府県単位の出先機関については速やかな廃止、都道府県への移管等を求める。また、ブロック単位の出先機関についても極力縮小するよう、都道府県が広域的に連携しながら積極的に役割を果たしていくことを表明、巨大な国の総合出先機関が創設されることのないようにしていく。
- 国から地方への人員移管等に係る協議においては、移譲される事務・権限、それに必要な人員について徹底して精査し、また、地方が主体的に選考できる仕組みづくりを進める。
- また、権限移譲協議を円滑に進めるため、事務・権限の移譲と、それに伴う人員の移管等に必要な財源措置についての早急な明確化を目指す。

#### 《行動の方向》

地方分権推進特別委員会が中心となって、「出先機関改革に係る工程表」に盛り込まれなかった職員削減の数値目標等が、地方分権改革推進計画に盛り込まれるよう求める。また、第2次勧告においては、移譲の対象となる事務・権限が限定的であったことから、その拡大を図る。

さらに、人材調整準備本部（第2次勧告を受けた工程表に基づき国から地方への人員移管の仕組みを検討する政府組織）における、移譲事務・権限に必要な人員の移管等の検討にあたっては、構成員の検討報告を踏まえ、国に対し具体的な行動を求める。

### (4) 権限移譲の推進と義務付け・枠付けの見直し

#### 《基本方針》

- 第3次勧告への下記事項の記載を目指す。
  - ・「中間報告」で示された義務付け・枠付けを許容する場合を極力限定的に捉えることによる、現行の義務付け・枠付けの抜本的な廃止・縮小
  - ・政省令に基づく義務付け・枠付け等の徹底的な見直し
  - ・国の関与全般をチェックする組織的な仕組みのあり方と裁定的関与の見直し
- 第2次勧告で見直し対象とされた全項目について、地方分権改革推進計画及び

新分権一括法案に盛り込むべく、見直す。

- 第1次勧告で示された医療、都市計画などの事項について、各府省の見直しの早急な具体化を目指すとともに、基礎自治体への権限移譲を進める。
- 道路・河川の権限移譲を進めるために必要な財源措置の制度化をはじめとする基本的事項の概算要求時までの具体化とともに、国土交通省が既に提示した道路・河川にとどまらない、大幅な権限移譲の実現を目指す。
- 道路・河川の個別協議を進める上での課題や問題点を整理し、各都道府県の考え方を全国知事会として主張するため、国土交通省だけではなく政府との全体協議の場の設定を目指す。

#### 《行動の方向》

地方分権推進特別委員会において、地方分権改革推進委員会と連携して国に具体的な対応を求める。

地方分権改革推進委員会の第1次勧告に掲げられた事項について、早期具体化に向けて強く要請していくとともに、都道府県としても基礎自治体への権限移譲の環境整備など必要な支援に努める。

地方分権推進特別委員会が中心となり、道路・河川の権限移譲に係る財源措置の制度化等について概算要求時までに具体化するよう求めるとともに、政府と全国知事会との全体協議の場の設定を強く求め、各都道府県と連携を図りながら国と交渉していく。

### (5) 国と地方の協議の場の法制化

#### 《基本方針》

地方の負担を伴う新たな事務事業等について、地方が一定の権限を有し、その代表者等が政府と協議を行う「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置を目指す。

#### 《行動の方向》

地方分権推進特別委員会をはじめ、関係委員会において、法制化の実現を求めていく。

各党の政権公約評価にあたり、重点的に評価を行う。

### (6) 都道府県に分権に対する自己努力について

#### 《基本方針》

- 都道府県はこれまで、大幅な定数削減・給与カットや入札制度改革など、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減を行ってきたが、住民サービスの向上や財政基盤強化のため、引き続き徹底した行財政改革に取り組む。
- 市町村合併が一定の落ち着きを見せている中、福祉、医療、教育等においてスケールメリットや広域的な対応の問題など、都道府県と市町村との役割分担のあ

り方を中心に、広域的な地方自治体として、これからの都道府県が果たすべき役割を再点検する。

- これからの地方分権のあり方を考える上で、住民自治制度の充実が必要であり、団体自治強化とともに、住民自治と都道府県の関係について検討していく。

#### 《行動の方向》

引き続き行財政改革に取り組むため、一層効率的な行財政運営を行う。  
福祉、医療、教育等における都道府県の役割や、住民自治と都道府県の関係について、所管の常任委員会で検討を行う。

## 2 各党政権公約への地方分権改革の盛り込みに向けて

#### 《基本方針》

- 全国知事会の提案を国政に反映させるため、政権公約評価特別委員会を中心に、全都道府県知事がそれぞれ、政党へ働きかける。

#### 《行動の方向》

「自公政権の実績評価」と「自民・公明・民主のマニフェスト評価」を実施し、点数評価を行い、公表する。政党支持は行わない。  
21世紀臨調等に働きかけ、公開討論会・政権公約検証大会を実施する。

## 3 知事会の行動力強化

### ～「行動し日本を変える知事会」に変わるための方策～

#### 《基本方針》

- 全国知事会強化のため、会長の権限をはじめとする執行体制をより明確化する。
- 戦略的意思決定の迅速化を図る。
- 提言力の強化を図る。

#### 《行動の方向》

「戦略会議」、副委員長設置により行動力を強化する。  
「地方自治先進政策バンク」等の活用により政策立案支援活動を強化する。  
定例的に知事が集まり知事会議等を集中的に行う日等を設定する。